

### 1. 政策及び目標等

<b>政 策</b>	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
<b>達成すべき目標</b>	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること
<b>目標設定の考え方及びその根拠</b>	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。
<b>測定指標</b>	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況（金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルールの企画・立案等の状況により評価を行う。）

### 2. 17年度重点施策等

<b>17年度重点施策</b>	<p>「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施  証券取引法における投資家保護範囲の拡大  製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化  保険をめぐる諸問題への適切な対応  偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底</p>
<b>参考指標</b>	<p>「投資サービス法（仮称）」の検討状況  証券取引法上の有価証券定義の拡充の状況  銀行制度等に係る企画・立案の状況  関連する政令・府令、監督指針の整備状況  少額短期保険業者に係る対応状況  銀行等による保険販売規制の見直しに係る措置状況  保険契約者等保護のための施策の検討状況  スタディグループの報告を踏まえた金融機関への要請状況及びその後のフォローアップの状況</p>

### 3. 政策の内容

金融商品・サービスの利用者が、安心して自分の望む金融商品・サービスを受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを実現していくことが重要な政策課題であると考えています。

そのため、平成17事務年度においては、金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備を行うとともに、金融犯罪の防止等に取り組むこととしました。

## 4.平成17事務年度における事務運営についての評価

金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況

### (1) 投資者保護のための横断的法制の整備に向けた作業の実施

法改正により以下のような成果が期待されるなど、「国民が金融サービスを適切に利用できること」との基本目標に資するものとなっています。なお、詳細については、今後、政令及び内閣府令で定める必要があります。

規制の横断化による利用者保護ルールの徹底

規制の柔軟化による利用者利便の向上

公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の確保

### (2) 証券取引法における投資家保護範囲の拡大

前述のとおり、投資者保護の対象範囲が適切に拡大されており、「金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること」との目標に資するものとなっています。

### (3) 製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化

銀行法等の一部を改正する法律により、一般事業者が銀行代理業に参入することに伴い、銀行代理業の適正・確実な遂行を確保するため、参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とするとともに、分別管理、個人顧客情報の安全管理措置、顧客に対する説明義務、抱き合わせ販売及び情実融資の禁止等を措置したところであり、利用者保護に資するものと考えています。

### (4) 保険をめぐる諸問題への適切な対応

改正法の施行のために必要とされた政令・府令等の整備を実施することができました。

なお、第162回通常国会において成立した「保険業法等の一部を改正する法律」により、以下のような成果が期待されます。

#### ア．根拠法のない共済への対応

根拠法のない共済について、原則として保険業法の規制対象とすること、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（「少額短期保険業者」）を創設すること等により、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

#### イ．保険のセーフティネット

保険のセーフティネットについて、補償内容や財源措置を見直すことにより、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

#### 銀行等による保険販売規制の見直しについて

銀行等による保険販売規制の見直しにより、販売チャネルが多様化するとともに保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上することや利用

者のニーズに適合する商品開発の促進につながるなどが期待されます。

その他保険契約者等の保護のためのルール等の整備

保険商品の販売勧誘のあり方については、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」（18年3月公表）や「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」（18年6月公表）を踏まえ、今後、監督指針の改正等ルール整備を行う必要があります。また、第三分野の財務関連ルールについては内閣府令の改正等整備を行いました。これらの措置により、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

#### （5）偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底

金融機関への要請状況については、17年8月に偽造キャッシュカード預貯金者保護法の成立・公布を受け、各金融関係団体に対し、傘下金融機関への「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」最終報告書の趣旨の周知、被害発生の予防策等の検討を要請しています。また、ATMコーナーに隠しカメラが設置された事件を受け、17年10月には、各金融関係団体及びATMを設置する各金融機関に対して、ATMコーナーの管理態勢について検証し、必要な対応を行なうよう要請しています。

各金融機関の取組状況については、17年12月末基準で実施したアンケート調査によると、17年4月末時点の前回調査との比較では、ICキャッシュカードを導入している金融機関数が6から28へ増加、生体認証を導入済みの金融機関数が2から15へ増加、ATMでの引き出し状況等から異常な取引を検知するシステムを導入済みの金融機関数が60から335へ増加するなど、一定の進展が見られています。

## 5. 今後の課題

（1）投資者保護のための横断的法制の整備に向けた作業の実施については、金融商品取引法の適切な実施に向け、制度の周知を図るとともに、関連する政令・内閣府令を整備する必要があります。

以上を踏まえて、19年度において、市場制度に係る企画立案体制の強化、及び同法の施行に向けた監督体制の整備を図るための予算・機構定員要求を行う必要があります。

（2）製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化については、銀行代理業制度の適切な運用を図る必要があります。

（3）少額短期保険業制度や保険のセーフティネットのあり方については、改正法に定められた制度の見直しに係る規定に基づき、今後、見直しに向けた検討を行う必要があります。

（4）銀行等による保険募集の状況等については、引き続き、実効性のあるモニタリングを行う必要があります。

- ( 5 ) 保険商品の販売・勧誘のあり方については、引き続き、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、監督指針の改正等を行う必要があります。
- ( 6 ) 偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底については、偽造カード犯罪への対策は各金融機関による個別の対策だけでは有効に機能するものではなく、各関係機関が技術面、運用面を含め A T M システム全体としてのセキュリティを向上させることが必要です。また、インターネットバンキングなどによる不正取引への対策についても今後検討していく必要があります。
- また、19 年度において、金融機関の情報セキュリティ対策等に関する調査・研究のための予算要求を行う必要があります。
- ( 7 ) また、利用者保護ルール等の整備・徹底の観点から、今後、消費者信用法制の検討も重要な課題となるものと考えられることから、19 年度において、消費者信用制度に係る体制の強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要があります。

## **6 . 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。